

## 地域密着型サービスの指定に係る意見について

### 1 地域密着型サービスの指定に係る意見について

武蔵野市地域包括ケア推進協議会（以下「協議会」という。）は以下の事項について市長に対して意見を述べることとされている。（武蔵野市地域包括ケア推進協議会設置要綱（平成 18 年 4 月 1 日要綱第 11 号）第 2 条第 1 項第 3 号）

- ①地域密着型サービスの指定
- ②地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定
- ③地域密着型サービスの質の確保、運営評価等に関すること
- ④その他、地域密着型サービスに関して市長が必要と認めること

### 2 地域密着型サービスの指定事務の流れについて

地域密着型サービスを提供する事業者（以下「介護サービス事業者」という。）の新規又は更新時の指定については、以下の事務の流れにより実施。

- ①介護サービス事業者は所定の申請書に必要な書類を添付し、市に提出する。
- ②市は提出された申請書類について運営基準等に照らし合わせ審査を行う。
- ③協議会は介護サービス事業者から事業の運営状況等の報告や説明を受けた上で、市が審査と確認を終えた申請書類を参考に協議し、協議会としての意見をまとめる。
- ④協議会からの意見を踏まえ、市が事業者の指定を行う。

### 3 協議会から市長に対する意見について

武蔵野市の地域包括ケア（「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」）のさらなる推進に向けて、介護サービス事業者が適正な運営を行うとともに、質の高いサービスを提供できるよう、以下の事項等について委員それぞれの立場から率直で忌憚のないご意見を賜りたい。

- 地域に開かれた事業運営（地域貢献）
- 地域との協働
- 介護人材の確保、育成の取組み
- 医療との連携
- 自立支援・重度化防止の取組み 等

## 【参考】

介護保険法（平成9年12月17日号外法律第123号）抜粋

### 第42条の2第5項

市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

### 第78条の2第7項

市町村長は、第42条の2第1項本文の指定を行おうとするとき、又は前項第4号若しくは第5号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第78条の4第6項

市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。